

別表5-3(第6条関係)

## 減免事由

No.	減免事由	減免できる限度
1	認証会津大学発ベンチャーが施設を使用するとき(使用に際し実費負担以外の料金を徴収しない場合に限る)	(日・時)5/10 (月)3/10
2	会津産学コンソーシアムの正会員が施設を使用するとき(使用に際し実費負担以外の料金を徴収しない場合に限る)	(日・時)1/10 (月)1/10
3	プロジェクトルーム・先端テストスペースに入居している者(使用に際し実費負担以外の料金を徴収しない場合に限る)	(日・時)1/10 ※
4	会津オープンイノベーション会議を開催するために使用するとき	(日・時)10/10
5	本学が主催し会津大学復興支援センター規程(平成25年規程第1号)第2条に該当する事業を行うために使用するとき(本学が業務を委託し、その委託費に会場使用料が含まれる場合を除く)	(日・時)10/10
6	本学が共催し会津大学復興支援センター規程(平成25年規程第1号)第2条に該当する事業を行うために使用するとき(本学が業務を委託し、その委託費に会場使用料が含まれる場合を除く)	(日・時)5/10
7	本学が後援し会津大学復興支援センター規程(平成25年規程第1号)第2条に該当する事業を行うために使用するとき	(日・時)1/10
8	本学の教員と共同研究を行う学外の者又はその教員がその研究を目的に使用するとき	(日・時)1/10 (月)1/10
9	施設機能の運用管理及び保守管理を目的に本学が委託した業務を行うために受託者が使用するとき(委託契約により指定された場所に限る)	(日・時)10/10
10	その他、使用料を減免することが特に必要と理事長が認めるとき	理事長が定める額

※ 会議室(小)、会議室(大)、会議室(ホワイトボード)については10/10

## 備考

1 減免を行った結果、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。